

介護老人福祉施設 葉山清寿苑 【利用料金表】

令和6年8月1日

1. 介護サービス費

項目	金額と単位数				
	個室(円)	個室(単位)	多床室(円)	多床室(単位)	
基本額 (1日)	要介護1	¥6,155	589	¥6,155	589
	要介護2	¥6,887	659	¥6,887	659
	要介護3	¥7,649	732	¥7,649	732
	要介護4	¥8,381	802	¥8,381	802
	要介護5	¥9,102	871	¥9,102	871

(2) 加算額	加算名	円	単位	内容の説明
○印は全ての方に加算されます △印は施設の体制が整い次第加算を開始いたします(▲については同項目のうち1つのみ)	○看護体制加算(Ⅰ)/日	¥41	4	常勤看護師を1名以上配置
	○看護体制加算(Ⅱ)/日	¥83	8	常勤の看護職員を入所者25名に対し1名以上配置、24時間連絡体制の確保
	○栄養マネジメント強化加算/日	¥114	11	管理栄養士を50:1以上配置し栄養管理を行う、且つLIFEへの情報の提供
	▲夜勤職員配置加算(Ⅰ)/日	¥135	13	夜勤帯に看護・介護職員を基準数+1名以上配置
	▲夜勤職員配置加算(Ⅲ)/日	¥167	16	夜勤体制加算(Ⅰ)+看護職員又は特定行為登録者を1名以上配置
	○安全対策体制加算/1回	¥209	20	安全対策部門を設け、外部研修を受けた担当者配置等の体制を整えた場合入所時に1回算定
	▲科学的介護推進体制加算(Ⅰ)/月	¥418	40	利用者の心身の状況をLIFEへ提出し適切に活用している
	▲科学的介護推進体制加算(Ⅱ)/月	¥522	50	上記に加え疾病の状況等も提出
	○日常生活継続支援加算/日	¥376	36	新規入所者の介護4.5の割合が70%以上又は認知症自立度Ⅲ以上の割合が65%以上 介護福祉士の割合が入所者6名につき1名の配置
	○精神科医加算/日	¥51	5	月2回以上精神科医による療養指導が行われている場合
	○介護職員等処遇改善加算Ⅰ	基本額+各加算額の総単位数×14%		介護職員等の処遇改善
	△生産性向上推進体制加算Ⅰ/月	¥1,045	100	テクノロジーを複数導入、且つⅡより高度な安全対策を講じた業務改善を継続して行う
	△生産性向上推進体制加算Ⅱ/月	¥104	10	テクノロジーを1つ以上導入、且つ安全対策を講じた業務改善を継続して行う
	▲ADL維持加算(Ⅰ)/月	¥313	30	6か月間のADL値を測定しLIFEへ報告、改善率が一定以上の場合翌1年間毎月算定
	▲ADL維持加算(Ⅱ)/月	¥627	60	6か月間のADL値を測定しLIFEへ報告、改善率が一定以上の場合翌1年間毎月算定
△高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ/月	¥51	5	感染症対策に特化した医療機関から研修を受けている	
△協力医療機関連携加算(Ⅰ)/月	¥1,045	100	要件を満たした医療機関との間で利用者の同意を得て病歴等の情報共有、定期的な会議を開催	
△協力医療機関連携加算(Ⅱ)/月	¥51	5	I以外の医療機関との間で利用者の同意を得て病歴等の情報共有、定期的な会議を開催	

加算額	個別加算です 条件に該当する方 のみ加算となります	項目	円	単位	内容の説明
※現時点で加算が算定できる体制にあるもの及び準備中の加算のみを掲載しています	個別加算です 条件に該当する方 のみ加算となります	入院時、外泊時加算	¥2,570	246	入院、外泊をした場合1月に6日を限度に加算
		初期加算	¥313	30	入所、1か月以上入院し再入所した場合30日を限度に加算
	看取り介護加算Ⅰ	当日	¥13,376	1,280	看取り計画を作成、管理した利用者が施設で死亡 常勤看護師1名以上の配置と24時間の連絡体制、施設整備
		前日、前々日	¥7,106	680	
		4日前～30日前	¥1,504	144	
		31日前～45日前	¥752	72	
	看取り介護加算Ⅱ	当日	¥16,511	1,580	配置医と協力医療機関が連携し情報の共有と緊急時の対応が可能な体制(4日前～45日迄はⅠに同じ)
		前日、前々日	¥8,151	780	
	個別機能訓練加算(Ⅰ)/月	¥125	12	専従の機能訓練士を配置し個別機能訓練計画に基づき訓練を行っている場合	
	個別機能訓練加算(Ⅱ)/月	¥209	20	上記に加えLIFEへ状況を提出しフィードバックを活用	
	個別機能訓練加算(Ⅲ)/月	¥209	20	Ⅱを算定且つ、栄養と口腔の加算を算定し連携している事	
	口腔衛生管理加算(Ⅰ)/月	¥940	90	歯科衛生士が月に2回以上口腔ケアを実施、必要に応じて職員へ技術指導	
	口腔衛生管理加算(Ⅱ)/月	¥1,149	110	上記に加えLIFEへの情報提供を行いフィードバックを活用	
	経口維持加算(Ⅰ)/月	¥4,180	400	経口維持計画を作成し医師又は歯科医師の指示の下、管理栄養士が栄養管理を行う	
	経口維持加算(Ⅱ)/月	¥1,045	100	(Ⅰ)を算定しており多職種において行う食事の会議等に歯科医師等か加わった場合	
	経口移行加算/日	¥292	28	経管により栄養摂取している利用者が計画作成、管理のもと経口摂取を実施	
	排泄支援加算(Ⅰ)/月	¥104	10	排泄介護者の介護状態軽減見込み医師と連携して評価/計画/支援且つLIFEへ情報提供	
	退所時相談援助/1回	¥4,180	400	退所に係る相談援助(変更前は前後で1回)	
	退所前連携加算/1回	¥5,225	500	退所⇒医療機関へ入院する場合の情報提供	
	退所時情報提供加算	¥2,612	250	定められた認知症専門研修終了者と定期的なチーム会議	
認知症ケア専門加算(Ⅰ)/日	¥31	3	上記に加え指導者研修終了者と研修計画の作成と実施		
認知症ケア専門加算(Ⅱ)/日	¥41	4			
配置医師緊急時対応加算	勤務時間外	¥3,396	325	配置医が通常の往診以外に施設を訪問し診察、且つ記録を残した場合	
	早朝・夜間	¥6,792	650		
/1回につき	深夜	¥13,585	1300		

2. その他の費用

(1) 居住費・食費

令和6年8月1日

負担限度額認定の段階	居住費(円)	食費(円)
第1段階	0	300
第2段階	430	390
第3段階①	430	650
第3段階②	430	1360
第4段階	1,220	1,650

※外泊及び入院中も居住費はお支払いいただきます。(ショートステイで空床利用させていただいた場合には居住費はかかりません。)

(2) その他のサービス費(自己負担となります)

サービス内容	利用料金
日用品費	実費
教育娯楽費(外出行事費)	1行事につき¥1,000
(クラブ活動費)	材料費の実費
健康管理費	予防接種等実費
預かり金の出納に関する費用	1か月につき¥1,500
私物の洗濯代	外部クリーニング店を利用した場合実費
理美容代	実費
特別な食事	実費
通院介助	協力医療機関を除く施設車両利用の場合、協力医療機関の範囲を超えた部分で往復5km以内 ¥1,400、10km以内¥2,800(これ以上の場合1km毎に¥280加算し高速代は別途実費)片道利用の場合も施設発着の実際の走行距離で算定させていただきます
入院期間中の援助等での付き添い	4時間未満¥6,500 + 1時間毎に¥1,000の加算し交通費は別途実費
外出介助(送迎含む)	通院介助に同じ
旅行の付き添い	付き添い1名につき1日¥10,000とし、交通費は別途実費 (施設車両使用の場合は通院介助と同額)
電気代(1日あたり)	持ち込み電化製品1品あたり¥30

介護サービス費の自己負担額の概算式(例:介護4・多床室利用・1割負担・第4段階)

介護度	要介護4	部屋の種別	多床室(単位)	負担限度額の段階	第4段階
-----	------	-------	---------	----------	------

	単位	日	1か月当たり(単位)
基本額	802	× 31	= 24862
日常生活継続支援加算	36	× 31	= 1116
看護体制加算Ⅰ	4	× 31	= 124
看護体制加算Ⅱ	8	× 31	= 248
夜間職員配置加算	16	× 31	= 496
栄養ケアマネジメント強化加算	11	× 31	= 341
精神科医療指導加算	5	× 31	= 155
科学的介護推進体制加算Ⅱ			= 50
ADL維持加算Ⅱ			= 60
介護職員等処遇改善加算	27452	× 0.14	= 3843
合計単位数			31295

$$\begin{aligned} \text{介護サービス費} &= 31,295 \times 10.45 \times 0.1 = \text{¥} 32,703 \\ &+ 31,295 \times 10.45 \times 0.2 = \text{¥} 65,407 \\ &+ 31,295 \times 10.45 \times 0.3 = \text{¥} 98,110 \end{aligned}$$

(地域区分加算)(自己負担割合) (自己負担金)

自己負担金は保険負担分を引いた1割又は2割又は3割負担となるため上記計算と誤差が生じることがございます。負担割合は市町村発行の「負担割合証」でご確認下さい。

毎月のご利用料金(31日分として)

$$\text{介護サービス費} \quad \text{居住費} \quad \text{食費} \quad \text{出納管理費} \quad \text{合計}$$

$$\boxed{32,703} + \boxed{1220} \times \boxed{31} + \boxed{1650} \times \boxed{31} + \boxed{1,500} = \boxed{\text{¥}123,173}$$

居住費と食費は負担限度額認定の段階により変わります(その他の費用(1)を参照) 令和6年8月1日 改訂